

京都市告示第 245 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 10 月 20 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
等持院経11号線	北区等持院北町56番地の1地先 同町55番地地先	告示の日
等持院経13号線	北区等持院北町42番地の1地先 同町27番地の1地先	”

(建設局道路部道路明示課)